

事業者・業界団体における 化学物質の管理状況調査について

NITE化学物質管理センター成果発表会 2008
2008年7月3日

化学物質管理センター
リスク管理課 前田 知宏

目次

- 1 化管法と化学物質管理指針
- 2 化学物質管理状況に関する調査
- 3 調査結果
- 4 まとめ

1 化管法と化学物質管理指針

化管法 (化学物質排出把握管理促進法)

- **P R T R 制度**
第一種指定化学物質の排出量及び移動量を把握（第五条）
- **M S D S 制度**
指定化学物質等を他の事業者に譲渡、提供する際に、当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報を提供（第十四条）
- **化学物質管理指針**
主務大臣が化学物質管理指針を定める（第三条）
事業者は化学物質管理指針に留意した措置を講じるとともに、管理の状況に関して国民の理解を深めるよう努める（第四条）

化学物質管理指針とは

指定化学物質等取扱事業者 が化学物質の管理に関して一般的・業種横断的に講ずべきと考えられる事項をガイドラインとしてまとめたもの

本指針により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善が促進され、環境の保全上の支障を未然に防止することが期待されている

指定化学物質等取扱事業者とは、以下の要件のいずれかに該当する事業者。

従業員数に関する要件はない。

- ・ 第一種指定化学物質を事業活動として製造、使用、又はそれに伴って付随的な生成や排出をしている
- ・ 第二種指定化学物質を事業活動として製造、使用、又は取り扱っている

第一 管理体制の整備や化学物質の排出量の抑制に関する事項

- 一 化学物質の管理の体系化
- 二 情報の収集、整理等
- 三 管理対策の実施

第二 化学物質の使用量の合理化を図るための事項

- 一 化学物質の管理の体系化、情報の収集、整理等
- 二 化学物質の使用の合理化対策

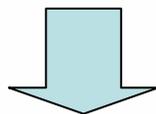
第三 リスクコミュニケーションに関する事項

第四 M S D S の有効活用に関する事項

2 化学物質管理状況に関する調査

化学物質管理指針において、「事業者は指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない」とされている。

化学物質管理の実態について、特に、PRTR届出対象外の事業者については、把握がなされていない。



小規模事業者を対象として、平成18年度にアンケート調査、平成19年度にヒアリング調査を実施して化学物質管理状況を把握し、化学物質管理促進のための基礎資料とする

【アンケート調査対象】

以下の条件に該当する事業者から無作為抽出（8,822事業者）

- ・ 従業員数 21 人未満
- ・ P R T R 対象業種及び医療業

【ヒアリング調査対象】**（業界団体）**

以下の条件に該当する業界団体から選定

- ・ 従業員数 21 人未満の事業者が多く所属していると考えられる
- ・ 排出量等管理マニュアル又は排出量算出マニュアルの作成をしている

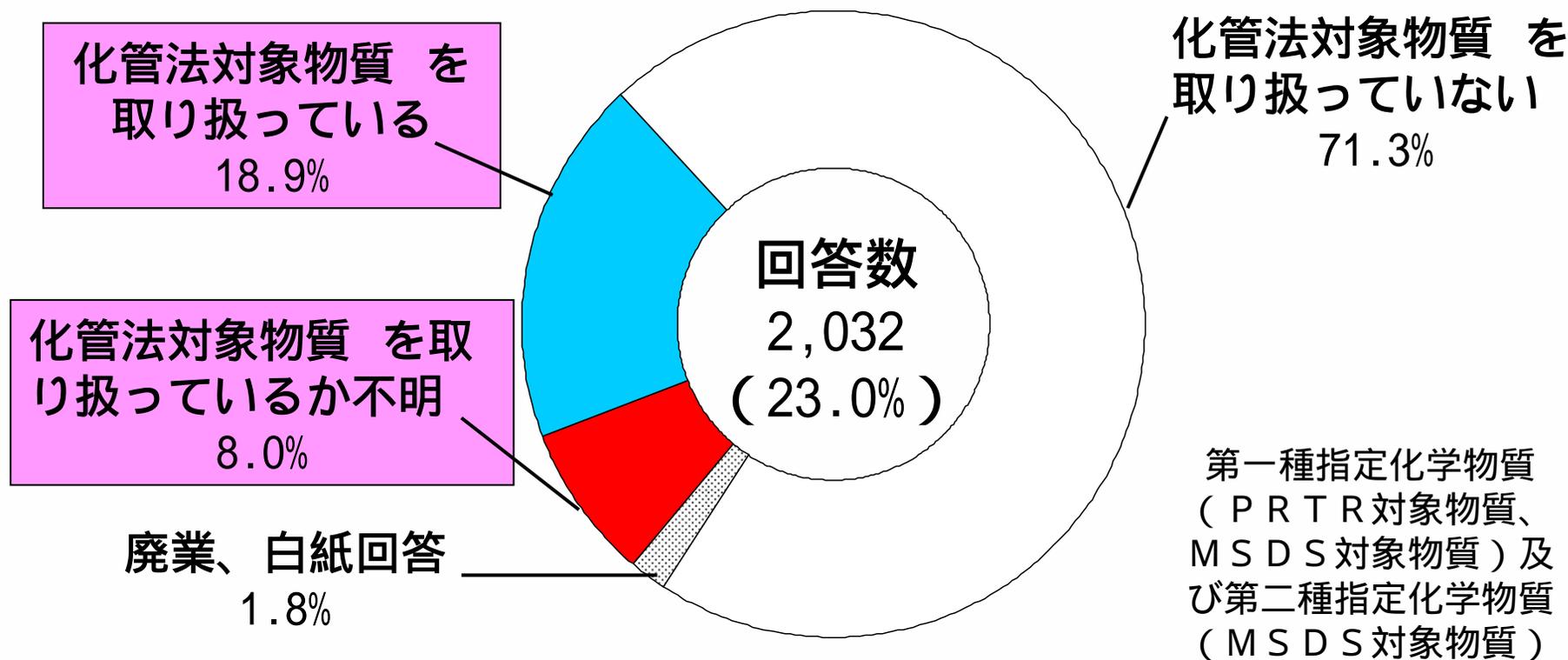
（事業者）

以下の条件に該当する事業者から選定

- ・ 従業員数 21 人未満
- ・ P R T R 対象業種のうち、従業員数 21 人未満の事業者が多いと考えられる業種

3 調査結果

アンケート調査結果概要



「取り扱っている」、「取り扱っているか不明」と回答した
546事業者を有効回答とした

アンケート調査回答数(業種別)

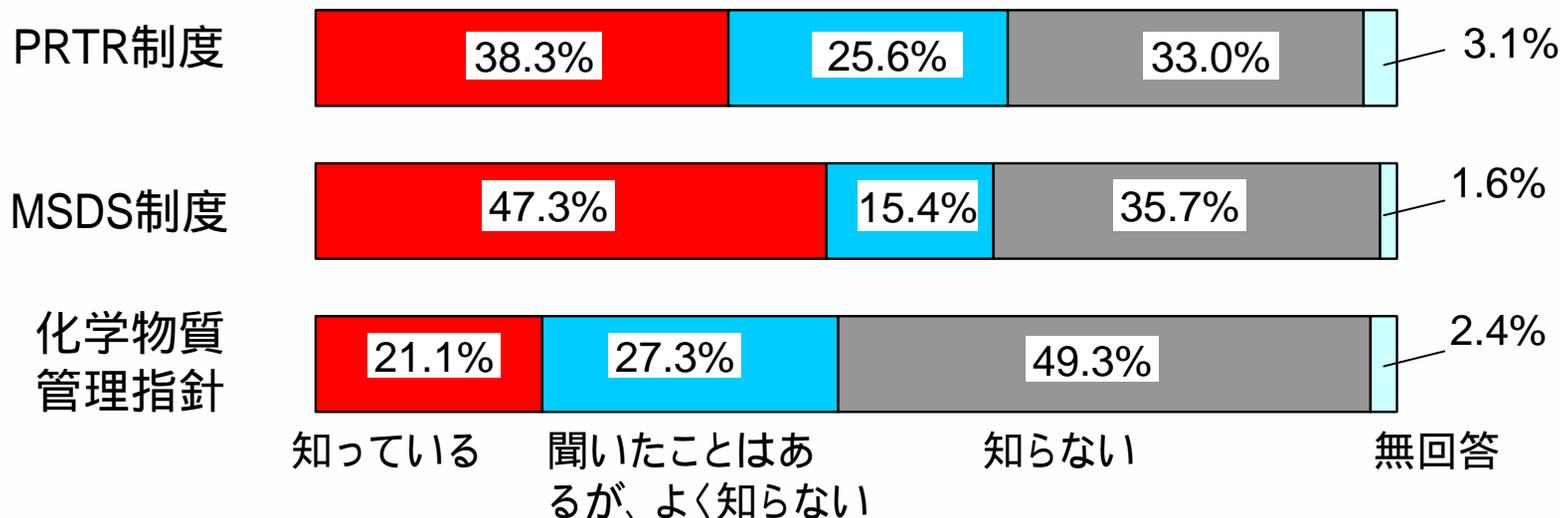
業種	有効回答数	業種	有効回答数	業種	有効回答数	業種	有効回答数
食料品製造業	3	ゴム製品製造業	19	電気業	1	自動車整備業	14
飲料・たばこ・飼料製造業	10	なめし革・同製品・毛皮製造業	3	ガス業	2	機械修理業	8
繊維工業	34	窯業・土石製品製造業	9	熱供給業	13	商品検査業	7
衣服・その他の繊維製品製造業	3	鉄鋼業	9	下水道業	1	計量証明業	
木材・木製品製造業(家具を除く)	2	非鉄金属製造業	23	倉庫業	4	一般廃棄物処理業	2
家具・装備品製造業	13	金属製品製造業	14	鉄スクラップ卸売業	1	産業廃棄物処分業	
パルプ・紙・紙加工品製造業	6	一般機械器具製造業	4	自動車卸売業	5	高等教育機関	12
出版・印刷・同関連産業	23	電気機械器具製造業	31	燃料小売業	16	自然科学研究所	
化学工業	116	輸送用機械器具製造業	9	石油卸売業		3	医療業
石油製品・石炭製品製造業	9	精密機械器具製造業	23	洗濯業	18	その他	4
プラスチック製品製造業	34	その他の製造業	14	写真業	24	合計	546

ヒアリング調査対象業界団体数及び事業者数

業種名	業界団体数	事業者数	業種名	業界団体数	事業者数
繊維工業		1	金属製品製造業	1	9
木材・木製品製造業		2	一般機械器具製造業	1	4
家具・装備品製造業		1	電気機械器具製造業	1	0
出版・印刷・同関連産業	1	4	輸送用機械器具製造業		1
化学工業	1	10	その他の製造業		5
プラスチック製品製造業		1	洗濯業		2
ゴム製品製造業	1	1	自動車整備業		1
窯業・土石製品製造業		1	産業廃棄物処分業		1
非鉄金属製造業		3	合計	6	47

化管法各種制度の認知度 (アンケート調査結果)

n=546

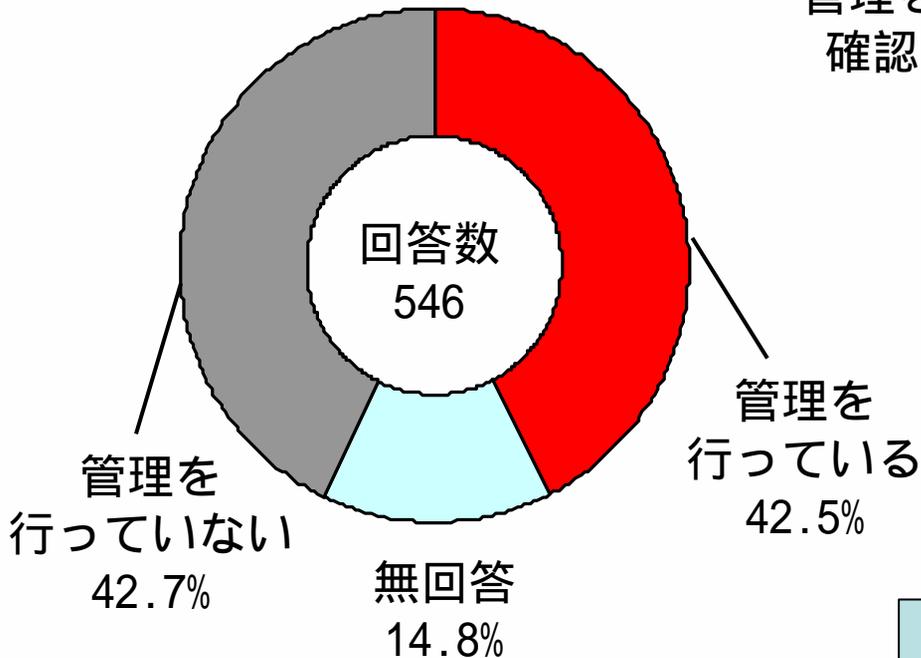


化管法各種制度の中で、P R T R制度、M S D S制度に比べて**化学物質管理指針の認知度が低い**

P R T R届出外事業者は、化学物質管理指針の認知・理解が進んでおらず化学物質管理が進んでいない

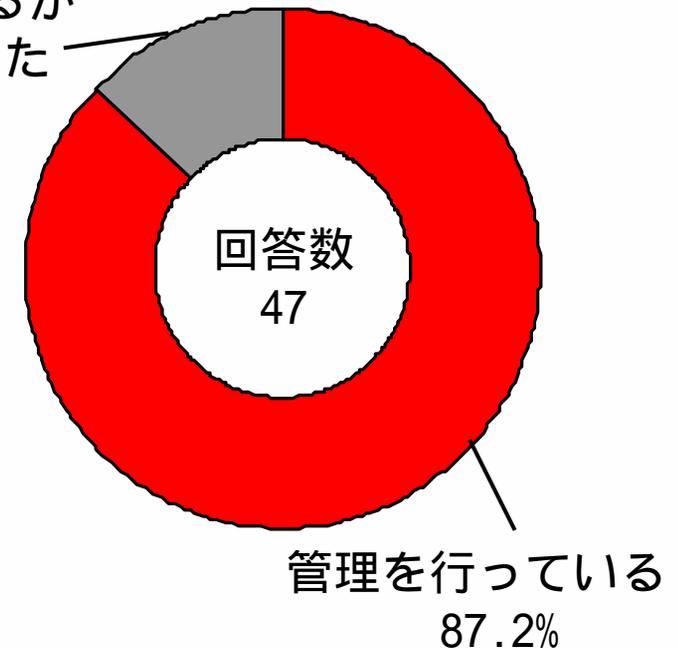
化学物質管理を行っている事業者

アンケート調査



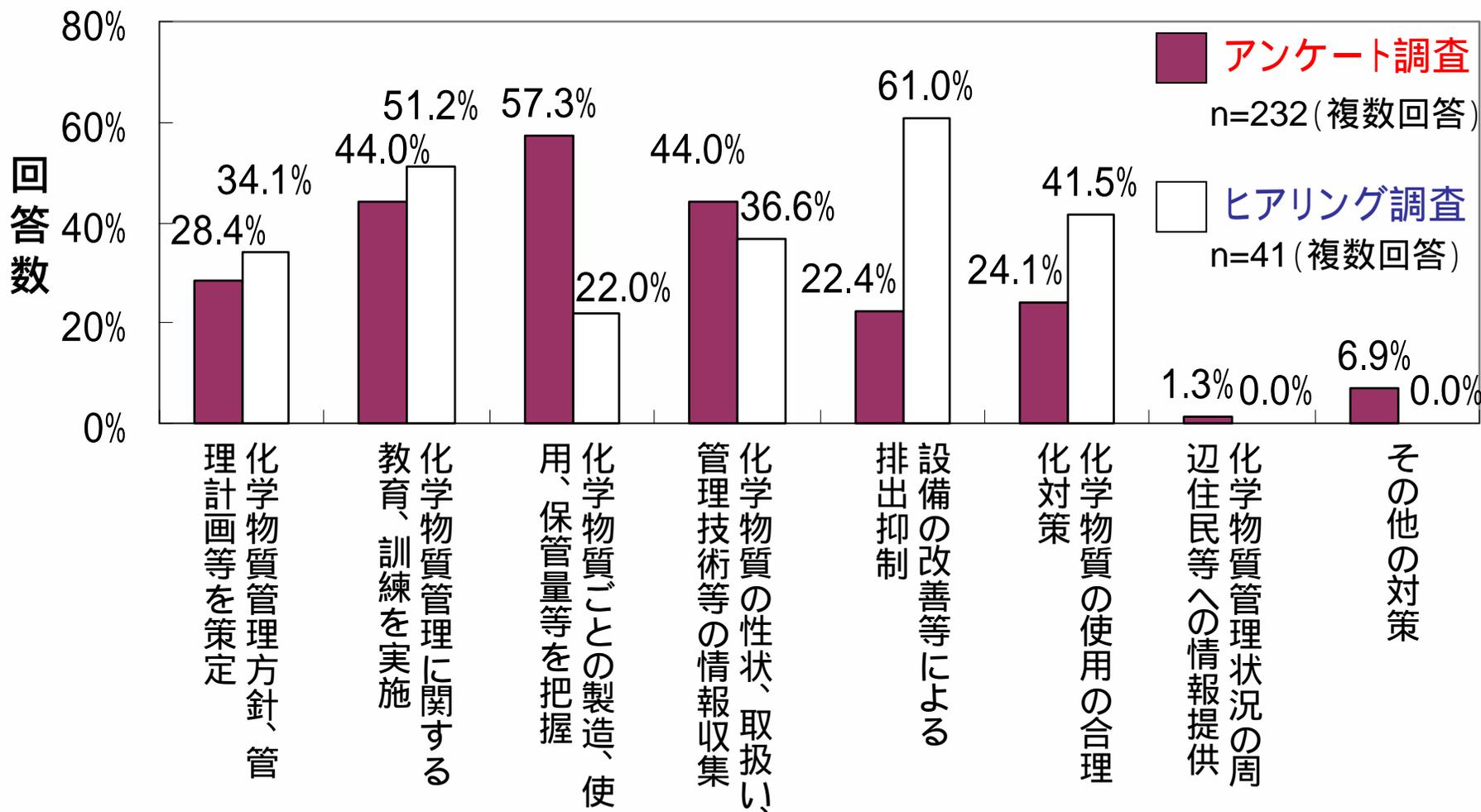
ヒアリング調査

管理を行っているか
確認できなかった
12.8%



管理を行っている事業者の取組内容を調べた

化学物質の管理・取組の内容



化学物質管理に関する取組 (ヒアリング調査結果)

n=41

<取組を行っていない事業者>

管理・取組を行っていないと言いながらも、回収・再利用などを行っている事業者があった

取組を行っているという意識なしに、管理を行っている事業者もいる

<設備の改善等による排出抑制>

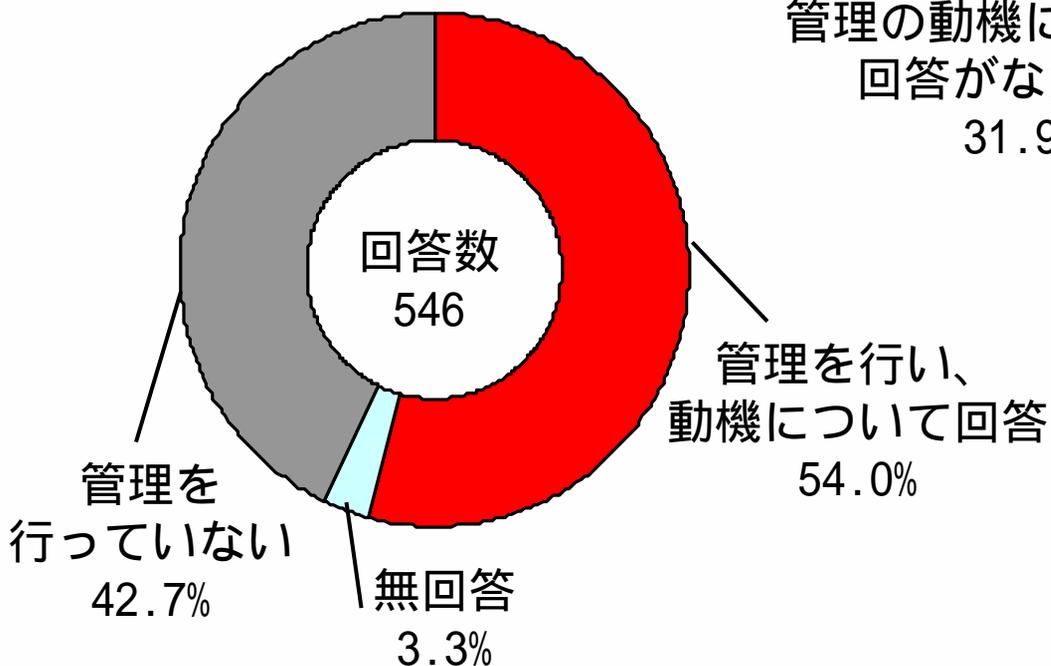
具体的に排ガス処理装置の使用、排水処理装置の使用、装置の密閉化、土壌への浸透防止、流出防止が回答として挙げられた

<化学物質の使用の合理化対策>

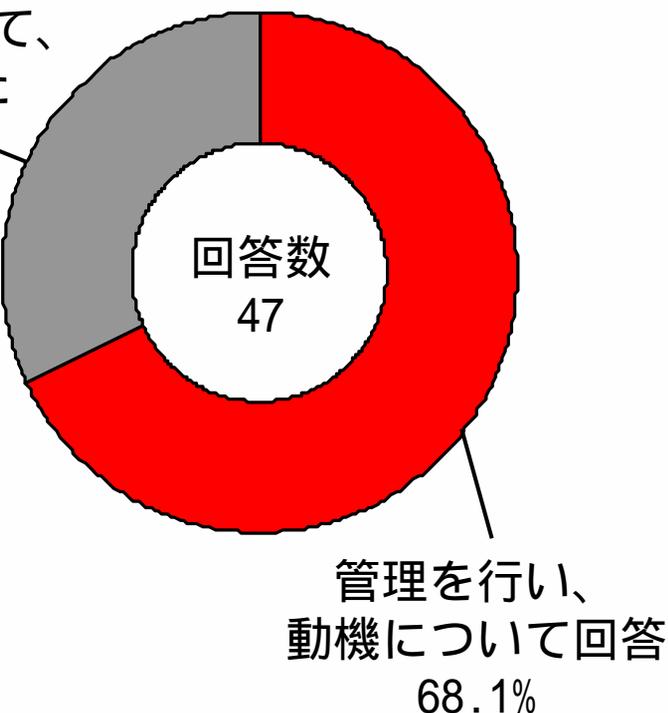
具体的に回収・再利用、工程見直し、物質代替が回答として挙げられた

化学物質管理の動機を回答した事業者

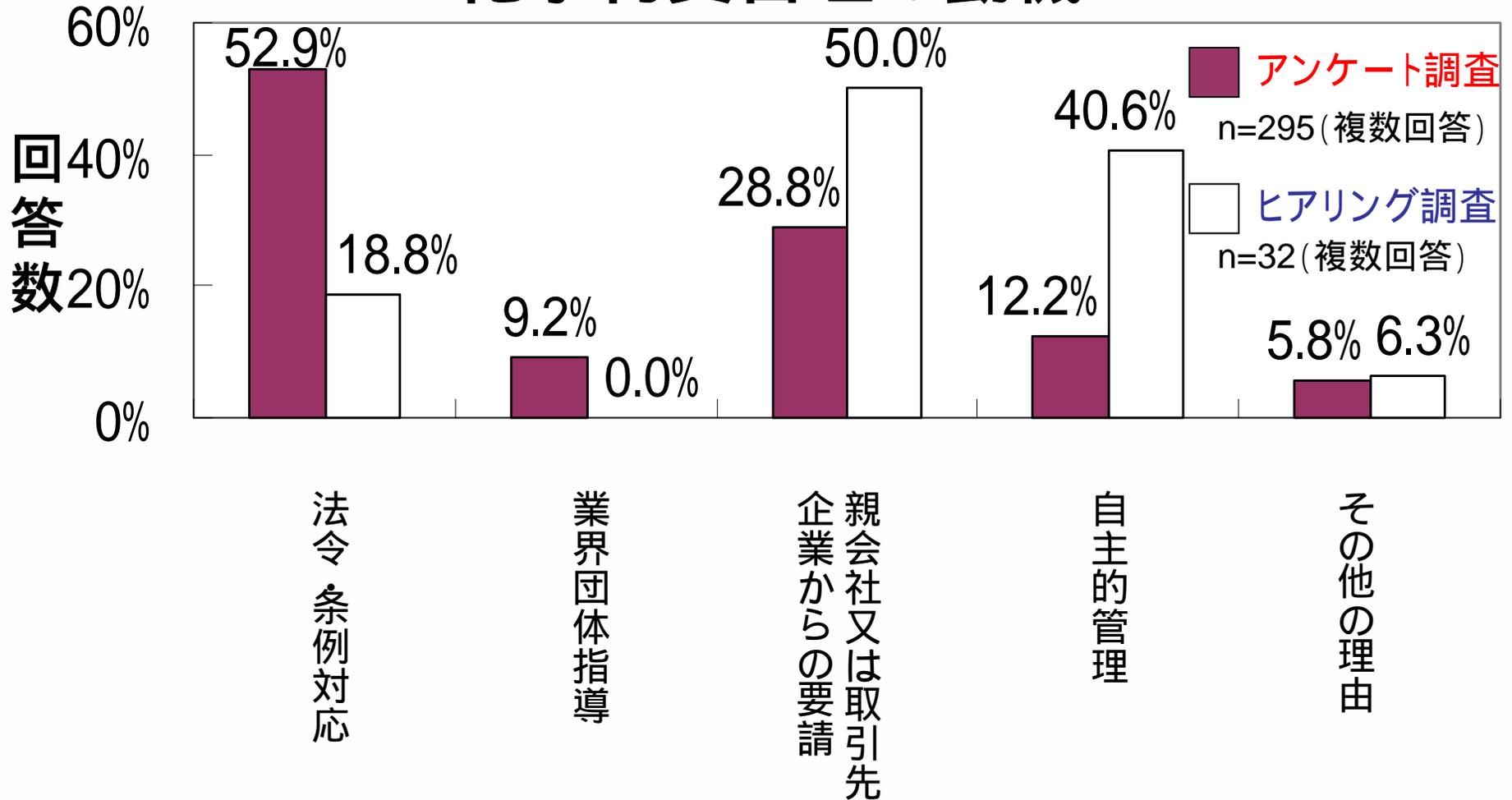
アンケート調査



ヒアリング調査



化学物質管理の動機



化学物質管理に取り組んだ理由・背景 (ヒアリング調査結果)

n=32

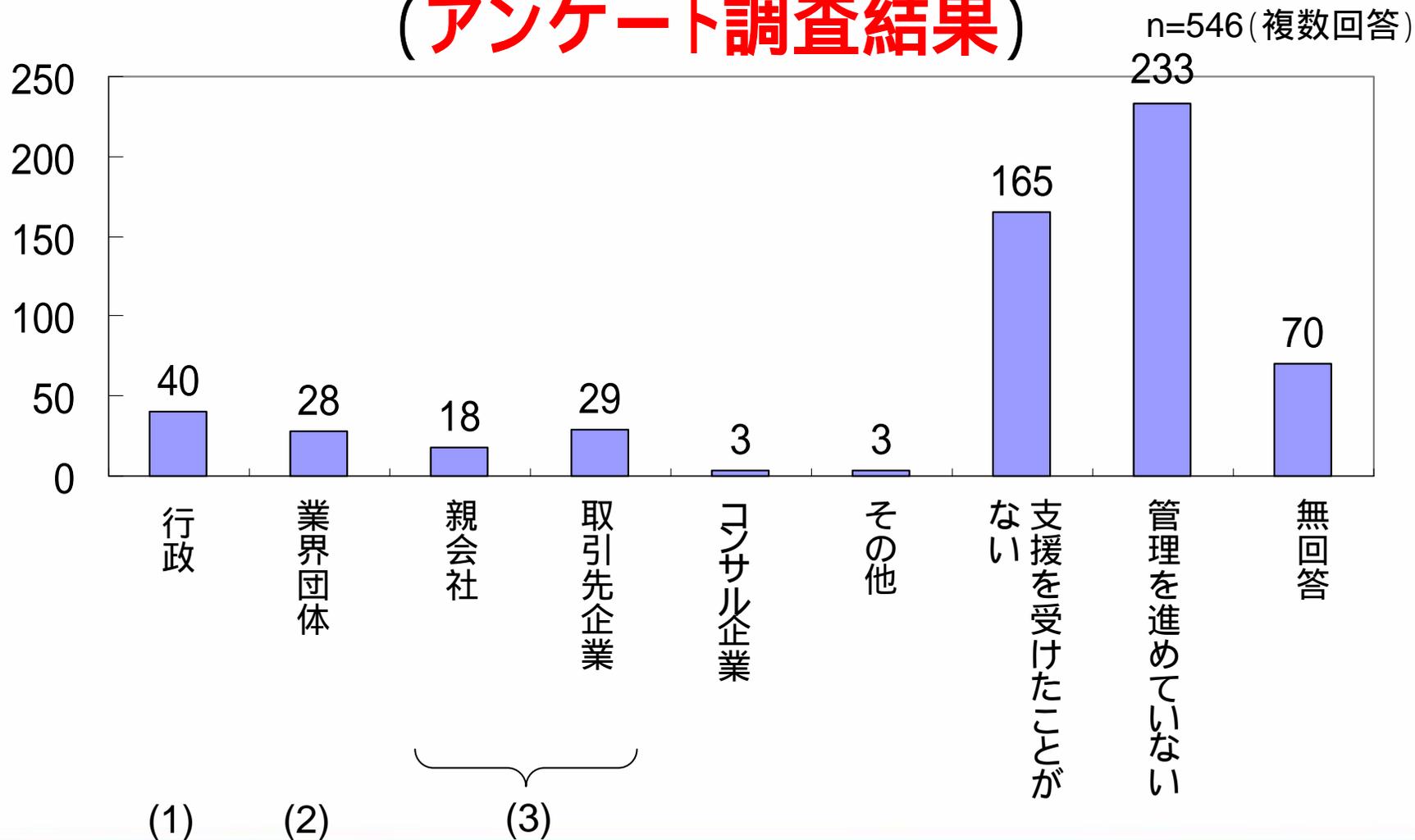
< 親会社又は取引先企業からの要請 >

- ・ ISO取得、環境管理などの要望
- ・ 物質代替の要望

< 自主的管理 >

- ・ 社会的な要望
- ・ 客先からの信頼向上
- ・ 他事業者との差別化
- ・ ISO取得

化学物質管理を進める際に支援を受けた主体 (アンケート調査結果)



化学物質管理を行う際の情報の収集方法 (ヒアリング調査結果)

n=45

(1) 行政から収集

- ・インターネット（省庁、地方自治体のホームページなど）
- ・講習会又はセミナー
- ・立ち入り検査、規制変更に関するお知らせ、通達など（地方自治体）

(2) 業界団体から収集

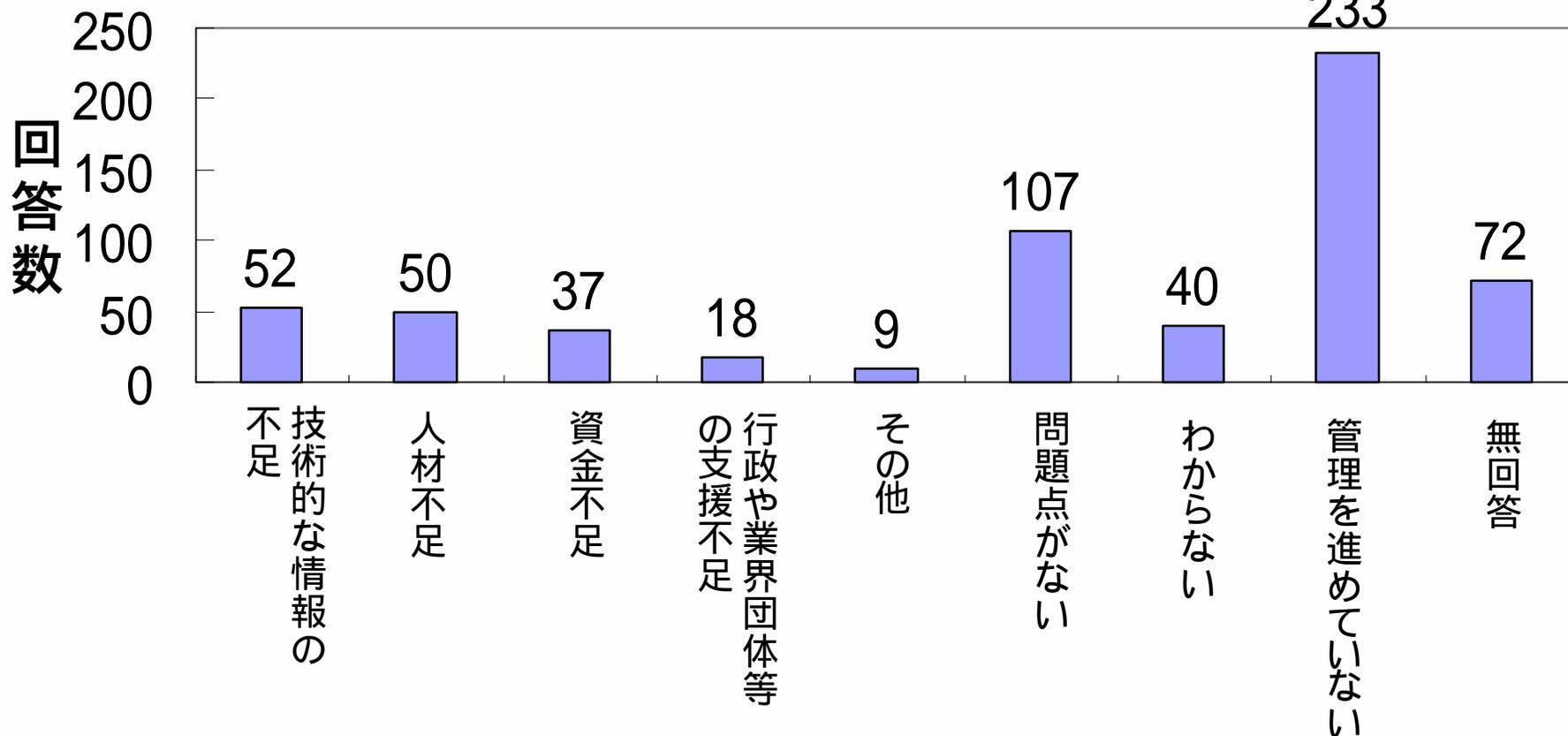
- ・インターネット
- ・メールサービス、ファックスによる規制改訂のお知らせ、講習会又はセミナーなど（会員になっている業界団体）

(3) 親会社、取引先企業から収集

- ・原材料や資材のメーカー、商社、顧客又は親会社からの連絡
- ・MSDS

化学物質管理の取組を行う上での問題点 (アンケート調査結果)

n=546(複数回答)



化学物質管理の取組を行う上での問題点 (ヒアリング調査結果)

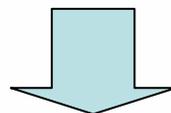
n=44

<問題点>

- ・コスト負担増大
- ・人材不足
- ・情報の不足
- ・取引先の仕様により、取組が制限

<問題点がないと回答した事業者>

ISO9001などを取得しており、それに基づいた取組を行っている事業者もあったが、半数以上が取組を行う必要性を感じていない事業者であった。



化学物質管理を行う必要性についての認識不足も問題点の1つ

業界団体における取組内容 (ヒアリング調査結果)

業界団体名	21人未満の事業者割合	化学物質管理マニュアル策定	化学物質排出量算出マニュアル策定	主な自主取組
社団法人日本バルブ工業会(JVMA)	約7割	なし		グリーン調達推進
社団法人日本配電制御システム工業会(JSIA)	約2割	なし		JSIA 優良工場認定制度の設定
印刷インキワニス工業会(JPIMA)	約4割	なし		NL(ネガティブリスト)規制の実施
社団法人日本印刷産業連合会(JFPI)	印刷産業全体では約8割			VOC自主行動基準の設定、グリーンプリンティング認定制度の設定、優良工場表彰制度の設定
日本ゴム工業会(JRMA)	極僅か			VOC自主行動計画の策定
日本金属熱処理工業会(JMHTR)	少ない	なし		VOC削減の推進

業界団体の取組による効果と問題点 (ヒアリング調査結果)

< 業界団体の取組による会員企業における効果 >

- ・ 集塵装置の設置、水域への排出防止 (JVMA)
- ・ 設備等の密閉化、有機溶剤等の排出対策、溶剤の回収・再使用 (JPIMA)
- ・ グラビア印刷におけるインクのノントルエン化 (JFPI)

< 業界団体として管理に取り組む上での問題点 >

- ・ 代替品・代替技術がない、開発が難しい (JMHTR、JSIA、JPIMA)
- ・ 事業者の人材不足 (JRMA、JVMA、JMHTR、JFPI)
- ・ 設備投資コストの負担が大きい (JVMA、JMHTR、JPIMA)

4 まとめ

まとめ - 1

P R T R 届出対象外の事業者について化学物質管理の実態の把握を行った結果、以下のことがわかった。

- ・ **取扱量等の把握**や**排出抑制対策**を行っている事業者は比較的多いと推測されるが、化学物質管理指針で挙げられている化学物質管理方針の策定、指定化学物質等及び管理技術等に関する情報の収集、化学物質の使用の合理化、化学物質管理状況の情報提供などはあまり行われていないと見られる。

まとめ - 2

- 化学物質管理を自主的に進めている場合もあるが、法規制又は親会社や取引先の要請に対応するためにやっていることが多い。
- 事業者は化学物質管理の情報について、行政、業界団体の他に親会社や取引先から情報を得ている。
- 化学物質管理を進める上での問題点として、情報の入手難、人材の不足、取組に係るコスト負担増加、化学物質管理への認識不足などが挙げられた。

化学物質管理促進のための方策の検討 - 1

- N I T Eでは、事業者の化学物質管理への情報提供及び普及啓発のため、ホームページによる情報提供、相談窓口の設置、都道府県等の依頼に応じた講演等を行っているが、今後も国、地方自治体と協力し、具体的な化学物質管理の方策に関する講演や相談への対応も積極的に進めて、より一層の化学物質管理促進を目指す。
- 主に親会社や取引先から情報を入手している事業者では限られた情報しか伝達されず、化学物質管理への認識不足が生じやすいと考えられるので、地方自治体などを通じて国内外の化学物質規制動向などの各種の情報提供を行うことで化学物質管理の必要性が認知されると考えられる。

化学物質管理促進のための方策の検討 - 2

- 地方自治体などを通じて情報提供する際には、地方都市においても講習会やセミナーを開催するなど**小規模事業者が参加しやすく**することで、化学物質管理の啓発につながると期待される。
- 取組に係る設備投資コストの問題について、日本政策投資銀行が行っている環境配慮型社会形成促進の融資制度などの**公的資金の活用**が考えられる。

NITEにおける化管法サポート体制

- お問い合わせ窓口

PRTR届出物質、届出要件、排出量算出方法等について

PRTRサポートセンター

TEL:03-5465-1681

e-mail: support@prtr.nite.go.jp

PRTR電子届出システム及びPRTR届出管理システムの操作方法について

PRTRシステムサポート

TEL:03-5465-1683

e-mail: info@prtr.nite.go.jp

届出方法、排出量等届出の照会内容、その他について

化学物質管理センター リスク管理課

TEL:03-3481-1967

e-mail: todokede@prtr.nite.go.jp

- 化管法に関するホームページ

<http://www.prtr.nite.go.jp/index.html>